



# ふくち基弘

## 県政だよりvol.68

### INDEX

- 食の安全・安心、介護人材確保等について質疑
- ケアラーへの支援や性的マイノリティの子どもへの対応等を求める

<http://ameblo.jp/fukuchi-motohiro/>

連絡先 : ふくち基弘事務所  
広島県広島市西区己斐上2-36-7  
電話/FAX 082-271-5369



# 食の安全・安心、介護人材確保等について質疑



2月定例会で一般質問する様子

2月6日から広島県議会2月定例会が開かれ、**ふくち基弘は2月13日の本会議で一般質問を行いました。**

### 1. 食の安全・安心について

(質問) 現在、小麦やトウモロコシなどさまざまな食品の原料となる農産物に使われている、ネオニコチノイド系農薬や除草剤のグリホサートなどの残留基準が緩和されている。**ネオニコチノイド系農薬は空中散布による健康被害も報告**をされている。また環境省の調査では、検査した3歳児のうち8割の子ども達の尿から検出されており、子ども達への健康への影響も懸念される。ヨーロッパでは、人体や生態系への悪影響が懸念されるため基準が厳しくされており、屋外での使用を全面的に禁止されたものや、承認されていないものもある。また発がん性が指摘されている除草剤のグリホサートも販売禁止の動きが起こっている。しかし、**日本では残留基準が大幅に緩和されるなど食品の安全・安心からは逆行している。子ども達への健康に被害を及ぼす可能性のある情報については特に積極的に提供していくべきだが**、食の安全・安心に関する正しい知識の普及啓発に、どのように取り組んでいくのか。

(答弁) 食品表示について、県は食品事業者に対して表示制度の周知・指導を行うほか、消費者への普及・啓発に努めている。消費者団体の方々に表示の点検に

参加していただくとともに、学習会の開催や事業者との交流事業など、地域において理解を深める活動をしていただいている。食の安全・安心確保に向けて、生産者、事業者及び消費者それぞれの主体的な取組を促進していく。

### 2. 介護人材の確保に向けたハラスメント対策について

(質問) 介護現場におけるハラスメント防止対策の必要性について、県としてどのように認識し、今後どのような対策を講じていくのか。

(答弁) 現在国において調査中の介護現場における実態調査結果を踏まえ、福祉・介護サービス関連法人の経営者向けのセミナー等で課題を共有し、ハラスメントへの組織的な対応力の強化を促進する。また、市町や介護事業者等の関係団体と十分に連携しながら、**利用者・家族への意識啓発を図るとともに、地域における介護職員に対するハラスメントの効果的な防止策・対応策を検討**していく。

### 3. 悪質クレーム対策について

(質問) 小売業やサービス業など人と接する職種における悪質クレームに対する県の認識は。また、その抑止・是正に向け今後どのように対策を講じていこうと考えているのか。

(答弁) **消費者等の悪質クレームなど著しい迷惑行為は、労働者に大きなストレスを与えるだけでなく、働く意欲や生産性の低下を招くなど、経営上の損失につながる社会的な問題**であると認識している。厚生労働省労働政策審議会等で議論が行われており、顧客等からの著しい迷惑行為に関する相談対応等の取組を明確にした指針について検討が行われている。今後、県においても国の動向を注視しながら、必要な対策のあり方について検討して参りたい。

#### 悪質クレームとは？

小売業やサービス業など人と接する職種において、人格を否定する暴言や同じ内容を何回も繰り返すクレーム、長時間拘束や土下座による謝罪の要求など、明らかに一般常識を超えた著しい迷惑行為のことです。

# ケアラーへの支援や性的マイノリティの子どもへの対応等を求める

## 4. ケアラーへの支援について

(質問) **ケアラーが無理なくケア・介護と仕事や学業、地域での活動などを両立し続けることができる権利が保障されなければならない。**ケアラーに対する支援の必要性についてどのように認識しているのか、また、ケアラーへの必要な支援に取り組む必要があるが、今後どのように取り組んでいこうと考えているのか。

(答弁) 家族や近親者の介護を行うケアラーが、仕事や学業と両立して、地域社会の中で孤立することなく介護を継続するためには、介護の負担ができるだけ軽減されるよう支援することが重要。多様な状況に対応したきめ細かい支援を行い、様々な介護者、いわゆる**ケアラーが自分の夢や希望をあきらめることなく、ケアを受ける人とともに地域で安心して暮らせる環境づくりを進める。**



## 5. 性的マイノリティの児童・生徒への対応について

(質問) すべての子供の人権を保障する観点から、**性的マイノリティに係る教職員研修が県内すべての学校で行われ、子どもへのきめ細やかな対応が行われる必要がある**と考えるが、必要のない性別分けが行われている状況等についてどのように認識しているのか、さらに今後どのように対応していこうと考えているのか。

(答弁) **性的マイノリティに係る児童・生徒への対応については、学校生活を送る上で、児童生徒の心情等に配慮した特別な支援が必要**であると認識している。児童生徒が抱える不安や悩みを適切に把握し、性的マイノリティに係る児童生徒への対応が組織的に行われるよう、各市町教育委員会及び各学校を指導していく。

### ケアラーとは？

障がい児を育てている保護者、高齢の親や認知症の家族から目が離せない人、アルコール依存症や薬物依存症になった家族の世話をする人など、**心や体に不調のある家族や近親者に対して介護や看病、療育や世話などをする人たちのことを総称してケアラー**といいます。特に、介護を必要とする家族の世話をする18歳未満の子ども達、**ヤングケアラーへの支援も課題**となっています。

## 6. 旧優生保護法による強制不妊手術の問題について

(質問) 旧優生保護法による強制不妊手術に対する県の責任についてどのように認識しているのか、また、被害の実態を明らかにすべく、県としてさらに踏み込んだ調査を行うべきと考えるがどうか。

(答弁) 旧優生保護法の下で、本人の同意なく不妊手術が行われたことに対しては、**個人としての尊厳や幸福を追求する権利を侵害するものであり、誠に遺憾**である。国に対して早期に適切な対応を講じるよう働きかけるとともに、関係の方々の気持ちに寄り添った相談対応に努める。



2月定例会で一般質問する様子

## 7. 水道事業について

(質問) 県がコンセッション方式を導入するに当たってのリスクに対する懸念を踏まえ、**県の責任において将来にわたり安全・安心な水を適切な料金で安定供給するという決意の下、コンセッション方式を導入しないことを明言すべき**と考えるが、所見を伺う。

(答弁) コンセッション方式については、市町と協議会において導入を検討していない。県としては引き続き、広域連携の推進役として、地方公共団体の責務である、将来にわたって安全・安心な水を安定供給できる災害に強い水道システムの構築に向けて、積極的に取り組んでいく。

### コンセッション方式とは？

地方自治体が水道事業の認可や施設を保有したまま、運営権を民間企業に売却・委託できる方式で、昨年12月に改正水道法が成立しコンセッション方式の導入促進が盛り込まれました。海外では、水道事業を民営化した後、水道料金が4～5倍に上がったり、茶色の水が出るといった水質低下など、さまざまな問題が生じて公営化に戻す「再公営化」の動きが目立っています。